

申請書類チェックリスト／恵庭市移住支援金

本申請

転入から3ヶ月以上1年以内（「■就業の場合」の方は就業から3ヶ月経過）に本申請をしてください。

■共通

次の全てに該当する。

- ☐ 本人確認書類（顔写真が確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど））
上記がない場合、氏名が確認できるものを2点以上（健康保険証、年金手帳など）
- ☐ 移住支援金の振込先口座確認書類（通帳等の写しなど）
- ☐ 移住元の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し（移住前の5年間の在住地及び在住期間が確認できる書類）
- ☐ 恵庭市の住民票
- ☐ 恵庭市移住支援金交付申請書（様式第1号）
- ☐ 恵庭市移住支援金の交付申請に関する誓約書（様式第1号の1）
- ☐ 恵庭市移住支援金事業に係る個人情報の取扱いに関する誓約書（様式第1号の2）

■東京23区へ通勤していた場合（被用者）

- ☐ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書や退職証明書等移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったこと等を確認できる書類（任意様式）

■就業の場合

- ☐ 移住者の就業先の就業証明書（様式第2号の1）

■テレワーク移住の場合

- ☐ 移住者の就業先の就業証明書（様式第2号の2）

■起業の場合

- ☐ 地域課題解決型起業支援事業における起業支援金交付決定に係る通知書の写し

■関係人口の場合

- 【①・②いずれか1点】
- ☐ ① 町内会費の領収書等、恵庭市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的（申請時においていずれか2回以上）に参加していることを確認できる書類
- ☐ ② 恵庭市住民票の除票の写し等、恵庭市に居住経験があることを確認できる書類
- ☐ 営農証明書、道央森林整備事業協議会会員に所属している事業者の証明書等、申請時において恵庭市内の農林水産業（農業・林業等）に就業していることを確認できる書類

■世帯の場合

- ☐ 移住元の住民票の除票の写し等申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類

■18歳未満（申請日が属する年度の4月1日時点）の子がいる場合

- ☐ 移住元の住民票の除票の写し（胎児の場合、母子健康手帳）等申請者を含む18歳未満の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類